

～環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律による独占禁止法の改正～

◆ TPP協定及びTPP11協定の締結に伴い、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決する制度の導入に関する規定を整備する必要

- ◆ 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み(確約手続)を導入
- ◆ このような仕組みは、競争上の問題の早期是正、公正取引委員会と事業者が協調的に問題解決を行う領域の拡大に資するもの

確約手続

公正かつ自由な競争の促進を図る
上で必要があると認めるとき
※入札談合・価格カルテル等は
対象外

調査開始

独禁法の規定に違反する
疑いのある行為の概要・
法令の条項を通知

60日以内

事業者が確約計画を
自主的に作成・申請

申請を行わない場合

認定基準

○ 確約措置が違反被疑行為を
排除する又は違反被疑行為が
排除されたことを確保するた
めに十分なものであること
○ 確約措置が確実に実施され
ると見込まれること

取下

認定

確約措置を実施
していない場合等

取消し

※排除措置命令等の期限は、
①・②のいずれか遅い方
①違反行為の終了から5年間
②認定の取消しから2年間

意見聴取手続

**排除措置命令・
課徴金納付命令**

不服の場合は訴訟

通常手続

- 確約手続の細則について制定したもの。次のような点を規定
 - ✓ 確約手続の申請に係る通知は、送達により行う。
 - ✓ 確約計画の認定申請は、所定の様式により提出する。
 - ✓ 公正取引委員会が申請の却下・認定の取消しを決定する場合、その却下・取消しの理由を決定書に記載する。

※ 少なくとも6か国がそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を寄託者(ニュージーランド)に通報した日の後60日で発効